

新制大学審査内規

第一 審査方針

一 一般要領

6・3
293

1. 大学設置の認可につき文部大臣より諮問があつた時には本要領によつて審査する。
 2. 審査は別に定められた大学設置認可の方針に基いて実施する。
 3. 審査は書類審査と実地視察との結果を総合して実施する。
 4. 個々の大学を審査するためそれぞれに審査委員をおく。
 5. 審査委員は委員長より常任委員会に諮つて指名する。
 6. 個々の学校の審査は急を要する場合には委員長より常任委員会に諮り開始することができる。
 7. 審査の結果は委員長を経て総会に報告されその可否が決定される。
- 二 審査委員
1. 審査委員は委員全員及び必要あるときは臨時委員のうちからこれを加える。

2. 委員は予め定められた審査会に分属指名され審査に当る。
3. 審査会は次のように運営する。
 - イ 主査の決定
 - ロ 書類上の審査
 - ハ 担当大学の実地視察（期日、方法）
 - ニ 審査報告書の作成
4. 審査会の審査は書類上の場合は審査委員全員で、実地視察の場合には大学の組織規模に応じて主査がこれを定めるが三名を下ることはない。
5. 一の審査会において他の審査会に属する委員の一時兼務を希望するときは関係主査が協議の上委員長の承認を経てきめることができる。
6. 審査する大学と特別又は個人的関係のある委員臨時委員はその大学を担当する審査委員から除外される。
7. 一審査会の審査する大学は原則として一大学であるが、必要ある

春山 237

ときは二以上の大学を担当することがある。
8. 審査会は頭初は委員長がこれを召集し、次回以降報告書を提出するまでは主査が召集する。

9. 委員長、副委員長はいづれの審査会にも出席することができる。

三 審査の方法

1. 審査は大学の目的、組織、校地、校舎、機械器具、標本、図書等の設備、教員組織、経費及び維持の方法等につき実施する。旧制の学校が新制大学に転換する場合には転換方式、教員、学生生徒等の切替え措置等についても審査する。

2. 審査会は先づ書類上において全般的の審査をし、実地視察の委員を定めて視察審査する。

3. 各審査会は審査のための実地上の経験と標準を得るため単独又は連合でいかなる学校でも予め視察することができる。

この場合は委員長を通じて文部省に申出るものとする。

4. 審査会における審査の評価は別に定める様式によつて採点し更に

総括的審査を経て合否を決定する。

5. 審査の決定は次の何れかの一に該当するようにする。

- イ 無条件で可とするもの
 - ロ 条件付で可とするもの
 - ハ 不可とするもの
 - ニ 保留するもの
6. 5. のロの場合には委員会は条件の充足につき報告を徴し又は実地視察を行うことがある。

四 視察実施方法

1. 実地視察に当つては委員長以下視察委員等が視察の日時を通知する。

2. 視察の際は幹事、書記又は必要な事務職員が同行し事務に当る。

3. 視察のため必要があるときは視察する学校から予め関係書類を提出させ又は視察日の授業の変更等を依頼することができる。

4. 視察に際してはその都度視察委員の互選によつて視察主任を定め
ておく。

5. 実地視察の委員は視察終了後なるべく早く報告書を作成し主査に提出する。

才二 審査標準及びその方法

一 審査は大学設置認可の方針に基いて大学設置のための要件となる事項を適当に分けて審査しその上でこれを総合して評価する。

二 各審査項目は次の標準とする。

1. 大学の目的

大学の目的及びその使命を明示しなければならないがその目的及び使命は法令の趣旨に合致していなければならない。

2. 位置

大学設置認可方針と教育上の観点から適当な位置かどうかをみる。旧制学校が大體現状のまま、新制大学に転換する場合は差支えないものとみられるが転換に際し或は将来において拡張の計画があるようなときは、その計画に応じて検討する。

3. 校地

イ 校地は校舎等の建物敷地、運動場、庭園、農場、演習林、薬草園等大学で教授研究上必要な土地で大学の組織規模に応じて適當の広さを必要とする。

ロ 校地は原則として学校の所有か或は将来確実に所有できる見込の土地でなければならぬ。但し主要な校舎及び施設のある部分を除いては一時借地でも差支えない。(借地の条件)

ハ 校地の環境並に校地内の用水(上水道、井水等)の状況及び適否等に注意する。

ニ 校地と学生定員の關係は一律に定めることは困難であるが教授研究上及び保健体育上支障ないものと認める程度の広さがあるれば差支えないものとする。

4. 校舎の建物

イ 校舎はその大学の組織規模に應じ大学基準に掲げてある必要な致意を具えなければならない。

ロ 校舎は原則として学校の所有か又は将来確実に取得できる見込

のものでなければならぬ。但し教授研究上直接関係のないものは借家でも差支えないがなるべく学校の所有であることが望ましい。

ハ建物の配置及びその強度、防火計画、衛生状況、採光の状況等につき注意する。

ニ教授研究室は専攻学科別又は講座、学科目別に設けられる同一の専攻学科又は講座、学科目の助教、助手等の研究室は教授研究室に包括されておつても差支えない。

ホ普通講義の教室は二〇坪で約四十人の収容を標準とする。

ヘ実験実習室は実験実習上必要な設備と広さを具え例へば専門学科に於ては同程度の学生を一回又は二回位に収容しうるようにする。

トハニ及びへと学生定員の関係は教授時間表又は授業実施計画に台せて教授上又は研究指導上差支えない範囲でなければならぬ。

チ医学及び歯学に関する字部の校舎、附属病院等の施設は別に定められた基準による。

5. 機械器具、標本圖書等の設備

イ機械器具の類は教授研究室に具えられるものと学生実験実習室等に具えられるものがあり、教員数又は学生定員に応じて必要の数を具えなければならぬ。

ロ標本の類は学科の種類に応じて適當数を具えなければならぬ。

ハ圖書は学部学科講座等に応じて教授上及び研究上必要とする適當数の一般教養並に専門のものを具えると共に将来に亘る拡充計画を樹てる必要がある。

ニこれらの設備は教授上研究上最少限度のものを現に具有してゐなければならぬ。

6. 講座、学科課程と教員定員

イ一般教養講座、専門講座開設は学部学科別に標準を定めることは困難であるが大学の基準に照して適當かどうかを見る。

ニこの講座に対し、教授、助教、講師、助手等の配置及びその

専任、兼任の別はどうかを見る。

ハこの講座の授業時間表又は授業計画と学生定員との関係において教室の割当は差支えないかどうかを検べる。

7. 教員の選考

イ教員の定員に対し教授、助教授、講師、助手がどれだけ採用されるか又採用見込数はどうなつてゐるかを本人の同意書等に徴して調査する。

教授及び、助教授の選考については別に特別委員会を設ける。

ロ教員の俸給その他の給与がどうか調べる。

ハ教員数の半数以上も兼任となつてゐる場合は将来の見透しをつけ条件付で認めるかどうかを検討する。

8. 学生定員

イ学生定員は講義室、実験実習室等並に教授能力と眺合せて決定されるもので一律に定めることは困難であるが学生が全部出席して授業が実施できる程度で定めなければならぬ。

ロ次に掲げる学科の学生定員については次の基準による。

医学 一学年当 四〇名乃至八〇名

歯学 一二〇名以内

薬学 一六〇名以内（一組四〇名）

ハ理、工、農の専門学科は一組四十人以内を単位とし、教室、設備教授方に眺合せて増減させる。

ニ文科係学科の学生定員は演習の如き授業を実施できる程度で定められる。

ホ一級教養学科は一組四十人を標準とする。但し学科の性質其他必要に応じて合併又は分割することができる。

9. 学年、学期、年限、学部、学科等の組織

イ学年は四月から開始することを原則とする。

但し新学制の切替えのため一時四月と九月を併用することは差支えない。

ロ学期は自由であるが学習単位は二学期制を標準としている。

10. 経費及び維持の方法

イ 完成年度までの予算を検討する。

ロ 収入予算に於ては学生より徴する授業料の外どんな収入があるか検討する。

ハ 支出予算に於ては諸給与、研究費、機械器具図書等を調べる。

ニ 校舎等の建築費、校地校舎の買収等臨時費については特に財源につき検討する。

ホ 維持の方法として授業料以外の収入金を獲得することは仲々困難の場合が多いので確実性につき注意して見る要がある。

11. 財団法人

イ 役員組織については次の諸点を注意する。

A 理事会

(一) 理事の選任方法経歴その他

(二) 教職員の有無

B 評議員等の選任方法経歴その他

ロ 財産

資産及び負債の性質其運用方法を検討する。

12. その他

イ 二部教授を行う場合にはその時間的区分及び別に掲げた各事項の計画を別に検討する。

